R02-24　 Q＆A農業法人化マニュアル　改訂第５版　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設問 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| 序章1)2) | 経営の発展過程と法人化法人化する前の準備 | （新　規）（新　規）・「農業経営発展過程・経営管理モデル」に基づき認定農業者等が自己の経営を改善・発展させるために必要な課題に“気づくこと”の大切さと認定農業者組織等の支援活動、チェックリストを追加 |
| 第１章345 | 税制上のメリット所得規模と法人化法人化と税・社会保険料の負担額 | ・赤字（欠損金）の繰り越し期間変更（９年間→10年間）・農業経営基盤強化準備金の内容見直し・所得規模と役員報酬の関係など税制上の留意事項の見直し・モデル試算表の税金・社会保険料等改訂に伴う負担額の見直し |
| 第２章1115 | 会社法人と農事組合法人の差異農地所有適格法人の要件 | ・会社法人と農事組合法人の比較表の税率・表記の見直し・農地所有適格法人の役員要件の内容見直し（役員要件の特例として子会社の兼務役員の取り扱い等を追加） |
| 第３章21 | 資産の引き継ぎ | ・個人の補助対象財産を法人へ有償譲渡または長期間（１年以上）貸付けした場合、補助金返還が不要となる承認基準の改正等の内容見直し |
| 第４章3334353637 | 労働条件外国人材の労務管理労働保険の適用社会保険（健康保険・厚生年金）の適用農業従事者の労働形態と社会保険制度 | ・年次有給休暇の年5日の取得義務化の内容追加（新　規）・外国人技能実習生と特定技能外国人の労務管理の留意点追加・雇用保険料の負担額改訂・厚生年金保険の保険料率改訂・介護保険・厚生年金・児童手当拠出金・雇用保険の保険料率改定と試算金額の見直し |
| 第５章45 | 補助事業等で導入した財産 | ・集落営農の補助対象財産を法人へ有償譲渡または長期間（１年以上）貸付けした場合、補助金返還が不要となる承認基準の改正等の内容見直し |
| 第６章5152 | 農業経営基盤強化準備金法人化後は「公益社団法人 日本農業法人協会」で仲間づくり | ・対象交付金・対象資産等の内容見直し・入会のメリットを追加、主な活動の内容見直し |
| 付録 | 農業法人設立・経営相談の窓口 | ・農業法人組織事務局等から農業経営相談所に変更 |

※）上記の他にも内容・表記等の見直しを行っています。